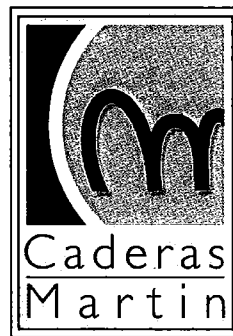


2008年10月



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 9493 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

【2009年度予算法案】

2009年度予算法案が発表されました。その主要点を以下にまとめてみます。

I. 法人税の税率

2008年1月1日以降終了の事業年度について、法人税 (IS = Impôt sur les Sociétés) の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

以前に存在していた付加税は廃止されます。ただし 763,000 ユーロ以上の法人税を払う企業においては 3.3%の社会保険補填税がかかります。

ご参考までに 2004年より、欠損金の繰越は無期限で可能になりました。

II. 定額法人税 (IFA)

定額法人税 (IFA)は、法人税の課せられる企業に支払う義務がありました。2009年から2010年において段階的に削除される見込みです。

下記に削除案のリストを上げます。

2008年から2011に渡って適用される定額法人税の税区分				
税抜き売上高及び財務収益額 (CA)	定額法人税 IFA の金額			
	2008	2009	2010	2011
< 400.000 €	0 €	0 €	0 €	0 €
400.000 € ≤ CA < 750.000 €	1.300 €	0 €	0 €	0 €
750.000 € ≤ CA < 1.500.000 €	2.000 €	0 €	0 €	0 €
1.500.000 € ≤ CA < 7.500.000 €	3.750 €	3.750 €	0 €	0 €
7.500.000 € ≤ CA < 15.000.000 €	16.250 €	16.250 €	0 €	0 €
15.000.000 € ≤ CA < 75.000.000 €	20.500 €	20.500 €	20.500 €	0 €
75.000.000 € ≤ CA < 500.000.000 €	32.750 €	32.750 €	32.750 €	0 €
CA ≥ 500.000.000 €	110.000 €	110.000 €	110.000 €	0 €

2008年 売上高が 400.000 € 未満の企業は非課税
 2009年 売上高が 1.500.000 € 未満の企業は非課税
 2010年 売上高が 15.000.000 € 未満の企業は非課税
 2011年 全ての企業において非課税

定額法人税 IFA は、2006 年より法人税には計上できなくなりましたが、損益から控除することが可能です。

III. 試験研究タックスクレジット (C. I. R)

2008 年 1 月 1 日以降、産業及び商業を営む企業は研究費の 100M ユーロまでは、30% の税額控除率を適用し、それ以上の金額に対しては、5% の控除率にとどめられるタックスクレジット (税額控除) が享受できることになっています。

さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発費用のボリュームに対してのみ計算され、以前のような増加分に対して計算されることはなくなりました。

また、企業が始めて試験研究タックスクレジットの恩恵を受ける場合は、初年度は50%、2年目は40%の割増率適用となります。

さらに、税額控除の法律上の安全性を強化するために、申請が企業の研究費に対するタックスクレジットの適用である際は、企業自らの要請に基づく税務調査は売上高に関係なく、全ての企業に対して行われます。

同様に企業は、試験研究タックスクレジットの適用について、研究・開発プロジェクトに当該資格があるかどうかを行政当局に対して照会することが可能です。

行政当局の回答期限は、3ヶ月をもってなされます。

この措置を通し、フランスにおける研究活動がさらに魅力的になることでしょう。

IV. 有価証券

投資有価証券（不動産優先企業 SPI の有価証券を除く）は2007年1月1日以降開始される会計年度より得られたキャピタル・ゲインに対して（ただしキャピタルゲインの5%に相当する費用は除く）もはや課税対象とはならないということを思い出してください。

この措置によりフランスにおいてホールディングを設立するメリットが強化されます。

V. 付加価値税 (TVA)

普通税率	19.60%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

従来どおり3つの税率が存在し、2009年も、その税率に変化はありません。

VI. 給与税

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則としてTVAの課税対象となっていない

い企業（駐在員事務所や団体等）が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2009年度もベースになる給与額が以下のように前年度比2.9%引き上げられます：

年次グロス給与額	税率
7 461 € 以下	4.25%
7 462 € - 14 901 €	8.50%
14 902 € 以上	13.60%

VII. 2008年度個人税制関連

1. 所得税 (IR)

2008年の課税所得額の区分は物価上昇（タバコを除く）に伴って2.9%引き上げられる見込みです。

2008年度所得税 (IR) の税率は5.5%から40%まで、5段階の課税所得に分かれます。

課税所得	税率
5 582 € 以下	0
5 583 € - 11 673 €	5.50%
11 674 € - 25 926 €	14.00%
25 927 € - 69 504 €	30.00%
69 505 € 以上	40.00%

2. 富裕連帯税 (ISF)

富裕連帯税 (ISF = Impôt de Solidarité sur la Fortune) の課税対象となる資産の新しい最低額は790 000 €、又、各区分の上限額は（インフレ率に相当する）2.9%ずつ引き上げられる見込みです。

さらに、2007年8月22日発効のTEPA法では、以下の点を取り上げています。

- 中小企業への出資（出資額の75%まで）という方法での富裕連帯税の支払が認められる。

- 税務査察の時効期限が 6 年
- 各種税金の合計金額が、課税対象の年所得 50%を越える場合には、50%を越えた部分において適用される。
この「税の盾」の適用金額には、個人所得税、富裕連帯税、持家における地方税、及び社会保険税（一般社会保険税 CSG と社会保険赤字補填税 CRDS）が含まれる。

3. 税控除の上限設定

2009 年の収入から、家具付賃貸住居、古い建物のレストラン、海外領土島の投資に関して、制限を設けたいいくつかの措置が取られる予定です。（モルロー法）

4. その他

この 2009 年予算法案では、環境保護や長期技術開発に関わる分野で、税務上の奨励措置を推し進めています。

予算法案とは別に、2008 年 8 月 5 日に経済現代化法（LME 法）が施行され、重要な改革が取り上げられています。

かなり盛りだくさんで、多岐に渡る措置の中からいくつかの点を挙げます。

1) 請求書の支払期限

2009 年 1 月 1 日より、企業に対して、支払期限が次のように強制されています。

請求書発行日から 60 日以内、あるいは月末締から 45 日以内。

さらに、延滞への罰則金の率が引き上げられています。

2) 営業権の移譲に対する税

不動産優勢企業に関する譲渡と同様に、株式譲渡における移譲税額は定額 3%に決められています。株式譲渡に関して、この税金は 5.000 €を上限としています。

営業権の移譲に対する税金は下記の通りです。

23.000 €未満	0%
23.000 €以上 200.000 €未満	3%
200.000 €以上	5%

3) 会社法に関する規則の簡略化

- 単一株主株式会社 S.A.S に於ける最低資本金の廃止
- 有限会社 S.A.R.L.に於いてビデオ会議が可能
- 取締役の最低保有株式の削除

4) 税務手続関連:

2009年7月1日より、税務当局はあらゆる申請に対する状況説明を3ヶ月以内に回答することが義務となります。

この要請に関する条件等は、官報にて詳細が示される予定です。

5) 出向者に対する新税務・労務制度:

2008年1月1日以降、国際企業グループ内での移動、あるいは、フランスの企業にて雇用され、フランスで就労している従業員に対して適用されるものです。

簡単に申し上げて、この制度では、出向者手当に相当する報酬分が免税となり、報酬の30%まで包括的に免税となる選択ができることとなります。

諸外国にて行われた職務活動により受給された報酬の一部も、免税対象となることを認めています。

重要な措置や労務制度に関しては、日仏社会保障協定に基づいて発生しており、これに関しては、詳細な実務情報にて別途補完することになるでしょう。

*

*

*

結論としまして、IFA 定額法人税の段階的削除といった主要な改革を盛り込んだ予算法案よりも、2008年8月に可決されたLME法のほうが、2009年におけるフランスの経済、法務、税務環境により大きな影響を与えているといえるでしょう。